

独立行政法人情報処理推進機構業務方法書

平成 16 年 1 月 5 日認可 2003 情総第 4 号

最終改正 令和 7 年 7 月 31 日認可 2025 情経企第 71 号

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 28 条第 1 項に基づき、情報処理の促進に関する法律（昭和 45 年法律第 90 号。以下「情促法」という。）第 47 条に規定する独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）が実施する業務の方法について基本的な事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第 2 条 機構は、プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理システムの高度利用の促進、情報処理サービス業等を営む者に対する助成等並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務の公共的重要性にかんがみ、その業務の効率的かつ効果的な運営を期するものとする。

2 機構は、業務の遂行に当たっては、我が国の情報処理の高度化を推進するため、「高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画」等に沿って、産学官にわたる国内外の関係機関と緊密な連携を図りつつ実施するものとする。

(用語)

第 3 条 この業務方法書において使用する用語は、通則法、情促法、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）、中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）及びデジタル社会形成基本法（令和 3 年法律第 35 号）において使用する用語の例による。

第 2 章 業務の方法

第 1 節 プログラムの開発・普及

(情促法第 47 条第 1 項第 1 号に掲げるプログラムの開発)

第 4 条 機構は、情報処理を行う者の利便性の向上又は情報処理に関する安全性及び信頼性の確保に著しく寄与すると認められるプログラム（事業活動に広く用いられるものに限る。）であって、その開発を特に促進する必要がある、かつ、企業等が自ら開発するこ

とが困難なものの開発を行うものとする。

- 2 機構は、開発すべきプログラムを把握するために、必要に応じて、技術動向、ユーザのニーズ、その他プログラム開発に関する国内外の情報の収集及び調査を行うものとする。

（情促法第47条第1項第2号に掲げるプログラムの普及）

- 第5条 機構は、前条に掲げる業務に係るプログラムについて、対価を得て、普及するものとする。

第2節 電子計算機の導入及びプログラムの開発等に係る債務保証

（債務保証料）

- 第6条 機構は、情促法第47条第1項第3号及び第4号に規定する業務における保証債務（以下この節において「保証債務」という。）について、別に定める債務保証料を徴するものとする。

（連帯保証人）

- 第7条 機構は、情促法第47条第1項第3号及び第4号に規定する業務における被保証者（以下この節において「被保証者」という。）に連帯保証人をたてさせることができる。

（保証債務の履行）

- 第8条 機構は、被保証者が最終弁済期日または期限の利益喪失日の翌日から2月を経過してなおその債務の全部または一部を履行しないときは、保証債権者の請求に基づき保証債務を履行する。
- 2 前項に定める期間は、機構が必要と認める場合において保証債権者との協議のうえ、変更することができる。

第3節 情報処理システム及び情報処理サービス業を営む者に関する評価

（情促法第47条第1項第5号に掲げる評価）

- 第9条 機構は、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保を図るため、情報処理システムに関する技術上の評価及び情報処理サービス業を営む者の技術的能力その他事業の適正な実施に必要な能力に関する評価を行うものとする。
- 2 機構は、関連する国際標準・指針等と整合した評価を行うため、必要に応じて、評価技術・評価能力・評価基準等に関する国際的動向その他必要な調査を行うものとする。
- 3 機構は、第1項の評価を実施するときは、適正な対価の支払いを受けることができる。

第4節 サイバーセキュリティに関する講習

（情促法第47条第1項第6号に掲げる講習）

- 第10条 機構は、サイバーセキュリティに関する講習を行うものとする。

- 2 機構は、前項の講習の実施に当たっては、適正かつ確実な運営を期するものとする。
- 3 機構は、第1項の講習を実施するときは、受講者から講習受講料を徴することができる。

第5節 デジタル人材の育成

(情促法第47条第1項第7号に掲げる取組等)

- 第11条 機構は、情報処理に関する業務を行うために必要な専門の知識及び技能を有する者を養成し、及びその資質の向上を図るものとする。

第6節 情報処理に関する調査

(情促法第47条第1項第8号に掲げる調査)

- 第12条 機構は、情報処理に関する調査を行い、及びその成果を普及するものとする。

第7節 情報処理システムの連携に関する取組等

(情促法第47条第1項第9号に掲げる取組等)

- 第13条 機構は、各省各庁の長（財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。）又は事業者（情報処理システムを設計し、開発し、又は利用する者に限る。）の依頼に応じて、運用及び管理を行う者が異なる複数の情報処理システムの連携の仕組み並びに当該連携に係る運用及び管理の方法に関する調査研究並びにその成果の普及その他の当該連携を促進するために必要な取組を行うものとする。
- 2 機構は、前項の取組等を実施するときは、適正な対価の支払いを受けることができる。

第8節 行政機関等及び特定公共分野の民間事業者への協力

(情促法第47条第1項第10号に掲げる取組等)

- 第14条 機構は、行政機関等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第3条第2号に掲げる行政機関等をいう。）及び特定公共分野（デジタル社会形成基本法第39条第2項第13号に規定する特定公共分野をいう。）の民間事業者の情報処理システムの整備及び管理に関し、データの標準化（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第4条第2項第5号イに規定するデータの標準化をいう。）に係る基準の作成、技術的助言、情報の提供その他必要な協力を行うものとする。
- 2 機構は、前項の協力を実施するときは、適正な対価の支払いを受けることができる。

第9節 認定事業者への協力

(情促法第47条第1項第11号に掲げる協力)

- 第15条 機構は、情促法第31条に規定する認定事業者の依頼に応じて、専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関し必要な協力を行うものとする。
- 2 機構は、前項の協力を実施するときは、適正な対価の支払いを受けることができる。

第10節 高度な情報処理の性能を有する設備の導入に係る支援

(情促法第47条第1項第12号に掲げる債務保証)

第16条 機構は、情促法第48条第1項に規定する経済産業大臣の認可を受けて定める基準（以下「出資等業務基準」という。）に従って、情報処理サービス業を営む会社が大量の情報につき高速度での処理を行うことができる性能を有する設備として経済産業省令で定める設備（経済産業省令で定めるその附属設備を含む。）の導入を行うために必要な資金を調達するために発行する社債又は当該資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証するものとする。

第11節 高速情報処理用半導体の生産に係る支援

(情促法第47条第1項第13号に掲げる出資)

第17条 機構は、出資等業務基準に従って、選定事業者（情促法第63条第2項第7号に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）が選定実施計画（情促法第67条第1項第1号に規定する選定実施計画をいう。）に従って特定取組（情促法第63条第1項に規定する特定取組をいう。）を実施するために必要な資金（以下「取組資金」という。）の出資又は施設若しくは設備（情促法第68条第2項の規定により譲り受けたものに限る。）の現物出資を行うものとする。

(情促法第47条第1項第14号に掲げる社債の取得又は貸付け)

第18条 機構は、出資等業務基準に従って、選定事業者が取組資金を調達するために発行する劣後特約付社債（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債であって、経済産業省令で定めるものをいう。）の取得又は選定事業者に対する劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であって、経済産業省令で定めるものをいう。）による取組資金の貸付けを行うものとする。

(情促法第47条第1項第15号に掲げる債務保証)

第19条 機構は、出資等業務基準に従って、選定事業者が取組資金を調達するために発行する社債又は取組資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証するものとする。

(情促法第47条第1項第16号に掲げる利子補給)

第20条 機構は、取組資金の貸付けを行う金融機関に対し、利子補給金を支給するものとする。

第12節 高圧ガス保安法に規定する調査

(情促法第４７条第１項第１７号に掲げる高圧ガス保安法第６０条の２に掲げる調査)

第２１条 機構は、経済産業大臣の要請に応じて、認定高度保安実施者その他の保安の確保上特に重要な者として経済産業省令で定める者において保安に係るサイバーセキュリティに関する重大な事態が生じ、又は生じた疑いがある場合において、その原因究明のための調査を行うものとする。

第１３節 ガス事業法に規定する調査

(情促法第４７条第１項第１８号に掲げるガス事業法第１７０条の２に掲げる調査)

第２２条 機構は、経済産業大臣の要請に応じて、認定高度保安実施ガス小売事業者、認定高度保安実施一般ガス導管事業者、認定高度保安実施特定ガス導管事業者、認定高度保安実施ガス製造事業者その他の保安の確保上特に重要な者として経済産業省令で定める者において保安に係るサイバーセキュリティに関する重大な事態が生じ、又は生じた疑いがある場合において、その原因究明のための調査を行うものとする。

第１４節 認定情報提供機関協力業務

(情促法第４７条第１項第１９号に掲げる中小企業支援法第１７条に掲げる業務)

第２３条 機構は、認定情報提供機関の依頼に応じて、情報処理に関する専門家の派遣その他情報提供業務の運営に関し必要な協力の業務を行うものとする。

第１５節 電気事業法に規定する調査

(情促法第４７条第１項第２０号に掲げる電気事業法第１０５条の２に掲げる調査)

第２４条 機構は、経済産業大臣の要請に応じて、認定高度保安実施設置者その他の保安の確保上特に重要な者として経済産業省令で定める者において保安に係るサイバーセキュリティに関する重大な事態が生じ、又は生じた疑いがある場合において、その原因究明のための調査を行うものとする。

第１６節 認定情報処理支援機関協力業務

(情促法第４７条第１項第２１号に掲げる中小企業等経営強化法第４５条に掲げる業務)

第２５条 機構は、認定情報処理支援機関の依頼に応じて、その情報処理支援業務の実施に当たってのサイバーセキュリティの確保に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行うものとする。

第１７節 公的基礎情報データベースに係る協力

(情促法第４７条第１項第２２号に掲げる情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第２０条第２項に掲げる協力)

第２６条 機構は、国の行政機関等の要請に応じて、国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に当たっての当該データベースを構成するデータの標準化に係る基準に関する

る事項について、技術的助言、情報の提供その他の必要な協力を行うものとする。

2 機構は、前項の協力を実施するときは、適正な対価の支払いを受けることができる。

第18節 市町村及び都道府県に対する情報の提供等

(情促法第47条第1項第23号に掲げる業務)

第27条 機構は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第6条に規定する同意基本計画を作成した市町村又は都道府県の依頼に応じて、その行う同法第4条第2項第6号に規定する事業環境の整備（公共データの民間公開その他の地域経済牽引事業に係る情報処理の促進のための環境の整備に関するものに限る。）に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行うものとする。

第19節 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関協力業務

(情促法第47条第1項第24号に掲げる産業競争力強化法第77条に掲げる業務)

第28条 機構は、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の依頼に応じて、当該認定技術等情報漏えい防止措置認証機関が行う技術等情報漏えい防止措置認証業務に関する情報の提供その他必要な協力の業務（サイバーセキュリティ基本法第2条に規定するサイバーセキュリティに関する情報の提供その他の技術等情報漏えい防止措置認証業務に係る情報処理の高度化を推進するものに限る。）を行うものとする。

第20節 附帯業務

(情促法第47条第1項第25号に掲げる附帯業務)

第29条 機構は、情促法第47条第1項第1号から第24号までに規定する業務を効率的かつ効果的に実施するために附帯して必要となる関連業務を行うものとする。

第21節 情報処理安全確保支援士等

(情促法第47条第2項に掲げる試験事務等)

第30条 機構は、情促法第7条、第19条及び第26条第2項の規定による情報処理安全確保支援士試験事務、情報処理安全確保支援士登録事務及び情報処理技術者試験事務（以下、「試験事務等」という。）を行うものとする。

2 機構は、前項の試験事務等の実施に当たっては、適正かつ確実な運営を期するものとする。

(受験手数料等)

第31条 機構は、前条に定める試験事務等を行うに当たり、次の各号に該当するものから、各号に定める手数料を納付させるものとする。

- 一 情報処理安全確保支援士試験を受けようとする者 情報処理促進に関する法律施行令（昭和45年政令第207号）（以下、「政令」という。）第2条第1項に定める受

験手数料

- 二 情報処理技術者試験を受けようとする者 政令第2条第2項に定める受験手数料
 - 三 情報処理安全確保支援士の登録を受けようとする者 政令第4条に定める登録手数料
 - 四 情報処理安全確保支援士登録証の記載事項の変更を受けようとする者及び再交付を受けようとする者 政令第3条に定める登録事項の変更等の手数料
- 2 機構は、情報処理の促進に関する法律施行規則第38条第6号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示（平成29年経済産業省告示第229号。以下「告示第229号」という。）第2条の認定の申請があった場合、認定を受けようとする者から、告示第229号第4条第1項の規定による講座認定審査手数料を納付させるものとする。
- 3 機構は、告示第229号第2条第5号に定める修了認定の基準に関して、問題の提供を行う場合、認定講座開設者から、情報処理技術者試験事務規程（以下「事務規程」という。）に定めるところにより、問題提供料を納付させるものとする。
- 4 機構は、告示第229号第2条第5号に定める修了認定の基準に関して、問題の認定の申請があった場合、当該問題の認定を受けようとする者から、事務規程に定めるところにより、問題認定審査手数料を納付させるものとする。
- 5 機構は、情報処理の促進に関する法律施行規則（平成28年経済産業省令第102号。以下「規則」という。）第10条第1項に定める情報処理安全確保支援士試験合格証明書の交付を行う場合、合格証明書の交付を受けようとする者から、同条第2項に定める交付手数料を納付させるものとする。
- 6 機構は、規則第41条の規定により読み替えられた規則第10条第1項に定める情報処理技術者試験合格証明書の交付を行う場合、合格証明書の交付を受けようとする者から、規則第41条の規定により読み替えられた規則第10条第2項に定める交付手数料を納付させるものとする。
- 7 機構は、情報処理の促進に関する法律施行規則第3条第2項第5号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示（平成29年度経済産業省告示第228号。以下「告示第228号」という。）第2条の認定の申請があった場合、認定を受けようとする者から、告示第228号第4条第1項の規定による学科等認定審査手数料を納付させるものとする。

（情報処理安全確保支援士試験委員）

- 第32条 機構は、情報処理安全確保支援士試験事務を行う場合において、情報処理安全確保支援士として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、情報処理安全確保支援士試験委員に行わせるものとする。
- 2 機構は、情報処理安全確保支援士試験委員を選任しようとするときは、情報セキュリティについて専門的な知識及び技能又は情報セキュリティに関する学識経験を有する者のうちから選任しなければならない。

(情報処理技術者試験委員)

第33条 機構は、情報処理技術者試験事務を行う場合において、情報処理技術者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、情報処理技術者試験委員に行わせるものとする。

- 2 機構は、情報処理技術者試験委員を選任しようとするときは、情報処理について専門的な知識及び技能又は情報処理に関する学識経験を有する者のうちから選任しなければならない。

第22節 認定審査事務

(情促法第47条第2項に掲げる認定審査事務)

第34条 機構は、情促法第30条に規定する認定審査事務を行うものとする。

- 2 機構は、前項の認定審査事務の実施に当たっては、適正かつ確実な運営を期するものとする。
- 3 機構は、第1項の認定審査事務を実施するときは、適正な対価の支払いを受けることができる。

第23節 サイバーセキュリティ基本法第31条第1項（第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定に関する事務

(情促法第47条第2項に掲げるサイバーセキュリティ基本法第31条第1項（第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定に関する事務)

第35条 機構は、サイバーセキュリティ基本法第31条第1項（第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定により、同法第26条第1項第2号、第3号又は第4号に掲げる事務の一部を、同法第25条の規定により設置されたサイバーセキュリティ戦略本部からの委託に基づき行うものとする。

- 2 機構は、前項の事務の実施に当たっては、確実な運営を期するものとする。

第3章 業務委託の基準

(業務の委託の要件)

第36条 機構は、その実施しようとする業務について、その一部を他に委託することにより効率的に当該業務を遂行することができると認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待される場合には、当該業務の一部を他の者に委託することができる。

- 2 機構は、前項の規定により業務の一部を委託しようとするときは、受託しようとする者とその委託に関する契約を締結するものとする。
- 3 前項の契約においては、委託の内容、実施方法、実施期間、契約金額その他業務の委託に関し必要な事項を定めるものとする。

(契約の締結)

第37条 機構は、前条の規定に基づき委託をしようとするときは、受託しようとする者との間に委託業務に関する契約を締結するものとする。

2 前項の委託業務に関する契約において定めるべき事項は、委託業務の内容、実施方法、実施期間、契約金額、支払方法、契約の変更及び解除の条件、完了の認定方法、委託業務に係る知的財産権の帰属その他業務の委託に関し必要な事項とするものとする。

3 受託に係る基準を定めている国公立大学、国公立の研究機関又は独立行政法人に業務を委託する場合においては、当該基準に基づいて第1項の契約を行うことができる。

第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(基本方針)

第38条 機構は、その業務の公共性にかんがみ、売買、貸借に係る契約その他これらに類する契約を締結するに当たっては、競争に付すことを原則とし、公正性及び透明性の確保を図らなければならない。

2 前項の契約の詳細については、会計規程で定める。

(調達手続の適用)

第39条 機構は、政府調達に関する協定その他の国際約束及び関連法令の定めに則して、物品又は役務の調達契約を行うものとする。

(事業年度を超える契約の締結)

第40条 機構は、契約の性質、目的又はその締結の時期からみて、必要があると認めるときは、財政事情の変化による契約変更があり得ることを条件として、事業年度を超える契約を締結することができる。

第5章 役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、情促法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(内部統制に関する基本方針)

第41条 機構は、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、情促法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(法人運営に関する基本的事項)

第42条 機構は、法人の運営基本理念及び運営方針を策定するものとする。

2 機構は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。

（役員会の設置及び役員の分掌に関する事項）

第43条 機構は、役員会の設置及び役員の分掌に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- 一 理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
- 二 理事長の意思決定を補佐する役員会の設置
- 三 役員の事務分掌明示による責任の明確化

（中期計画等の策定及び評価に関する事項）

第44条 機構は、中期計画及び年度計画（以下「中期計画等」という。）の策定及び評価に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- 一 中期計画等の策定過程の整備（現場が関与する計画策定）
- 二 中期計画等の進捗管理体制の整備
- 三 中期計画等に基づき実施する業務の評価体制の整備
- 四 中期計画等の進捗状況のモニタリング（適切な手法を用いた計画管理など）
- 五 部門の業務手順の作成（標準業務手順・マニュアルの整備）
- 六 評価活動の適切な運営に関する以下の事項
 - イ 業務手順に沿った運営の確保
 - ロ 業務手順に沿わない業務執行の把握
 - ハ 恣意的とならない業務実績評価
- 七 上記モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成

（内部統制の推進に関する事項）

第45条 機構は、内部統制の推進に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- 一 役員を構成員とする内部統制委員会等の設置
- 二 内部統制を担当する役員の決定
- 三 本部における内部統制推進部門の指定及び推進責任者の指定
- 四 内部統制を担当する役員、内部統制推進部門及び推進責任者間における報告会の実施
- 五 内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
- 六 内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
- 七 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- 八 内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用
- 九 研修会の実施

十 コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等

十一 反社会的勢力への対応方針等

(リスク評価と対応に関する事項)

第46条 機構は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- 一 リスク管理委員会の設置
- 二 適切な手法を用いた業務 部門ごとの業務フローの作成
- 三 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- 四 把握したリスクに関する評価
- 五 リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制（研究内容など、専門的知見を要する場合の広報も含む。）
- 六 保有施設の点検及び必要な補修等
- 七 事故・災害等の緊急時に関する事項
 - イ 事業継続計画（BCP）の策定及び計画に基づく訓練等の実施
 - ロ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定
 - ハ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施

(情報処理システムの整備と利用に関する事項)

第47条 機構は、情報処理システムの整備及び利用に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。なお、業務変更に伴う情報処理システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

- 一 情報処理システムの整備に関する事項
 - イ 業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
 - ロ 理事長の指示、法人のミッションが確実に役職員に伝達される仕組み（法人掲示板システム等）
 - ハ 職員から役員に必要な情報（特に、危機管理、内部統制に関する情報）が伝達される仕組み
- 二 情報処理システムの利用に関する事項
 - イ 業務システムを活用した効率的な業務運営（情報化の推進）
 - ロ 情報を利用可能な形式に整えて活用できる以下の事項
 - (1) 法人が保有するデータの所在情報の明示
 - (2) データへのアクセス権の設定
 - (3) データを汎用アプリケーションで利用可能とするツールの構築
 - (4) 機種依存形式で作成されたデータ等に関するAPI（アプリケーション・プロ

グラミング・インターフェイス)の策定

(情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第48条 機構は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

一 情報セキュリティの確保に関する事項

- イ 情報処理システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報処理システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保
- ロ 情報漏えいの防止（特に、システム管理を外部に委託している場合における情報漏えいの防止）

二 個人情報保護に関する事項

- イ 個人情報保護に係る点検活動の実施
- ロ 「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の遵守

(監事及び監事監査に関する事項)

第49条 機構は、監事及び監事監査に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

一 監事に関する事項

- イ 監事監査規程の整備に対する監事の関与
- ロ 理事長と常時意思疎通を確保する体制
- ハ 補助者の独立性に関すること（監事の指揮命令権、監事監査業務に係る人事評価・懲戒処分等に対する監事の関与）
- ニ 監事及び監事監査に関する規程等における権限の明確化
- ホ 監事・会計監査人と理事長との会合の定期的な実施

二 監事監査に関する事項

- イ 監事監査規程に基づく監査への協力
- ロ 補助者への協力
- ハ 監査結果に対する改善状況の報告
- ニ 監査報告の主務大臣及び理事長への報告

三 監事によるモニタリングに必要な以下の事項

- イ 監事の役員会等重要な会議への出席
- ロ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み
- ハ 機構及び機構の子法人の財産の状況を調査できる仕組み
- ニ 監事と会計監査人との連携
- ホ 監事と内部監査担当部門との連携

- ヘ 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務
- ト 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務

（内部監査に関する事項）

第50条 機構は、内部監査担当部門を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

（内部通報・外部通報に関する事項）

第51条 機構は、内部通報及び外部通報に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- 一 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置
- 二 内部通報者及び外部通報者の保護
- 三 内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する理事や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

（入札・契約に関する事項）

第52条 機構は、入札及び契約に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- 一 監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会の設置
- 二 入札不調等により中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針
- 三 談合情報がある場合の緊急対応
- 四 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立
- 五 随意契約とすることが必要な場合の明確化
- 六 子法人との契約に関する規定
- 七 子法人と第三者との契約等情報の把握

（予算の適正な配分に関する事項）

第53条 機構は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備（予算配分の見直し等に関する適正なルールの策定等）及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。

（情報の適切な管理及び公開に関する事項）

第54条 機構は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のWeb等での公開に関する規程を整備するものとする。

（職員の人事・懲戒に関する事項）

第55条 機構は、職員（非常勤職員等を含む）の人事管理方針に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- 一 業務の適正を確保するための定期的な人事ローテーション
- 二 子法人との人事交流の在り方
- 三 職員の懲戒基準
- 四 長期在籍者の存在把握

第6章 その他機構の業務の執行に関して必要な事項

（成果の普及）

第56条 機構は、次の各号に掲げる方法により、業務の実施により得られた成果の普及を行うものとする。

- 一 成果の展示を行うこと。
- 二 成果に関する発表会を開催すること。
- 三 成果に関する報告書等を作成しこれを頒布すること。
- 四 成果に関する講習会を開催すること。
- 五 成果を電子的に発信すること。
- 六 その他成果に応じて適切な方法

2 機構は、成果の普及を実施するときは、適正な対価の支払を受けることができる。

3 機構は、成果を普及するために、プログラム、報告書等を適正な価格によって頒布することができる。

（業務の受託）

第57条 機構は、情促法第47条に定める範囲内において、業務を受託することができる。

2 機構は、前項の受託をしようとするときは、委託者と当該受託に関する契約を締結するものとする。

3 前項の受託業務に関する契約において定めるべき事項は、受託業務についての内容、実施方法、実施期間、契約金額、再委託に関する事項、知的財産権の取扱その他業務の受託に関し必要な事項とする。

（情報の公表）

第58条 機構は、業務の運営に関し重要な事項について可能な限り公表に努めるものとする。

（施設等の貸付）

第59条 機構は、業務の遂行に必要があると認めたときは、機構の施設又は設備の一部を貸し付けることができる。

2 機構は、施設又は設備の一部を貸し付けた者から適正な対価の支払を受けることがで

きる。

（役員等の責任の一部免除又は限定）

第60条 機構は、役員及び会計監査人の通則法第25条の2第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、主務大臣の承認によって、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

（細則）

第61条 機構は、この業務方法書に定めるもののほか、業務の運営に関し必要な事項について、細則を定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行し、平成16年1月5日から適用する。

附 則（平成17年4月26日2005情総第7号）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成17年10月25日）から施行し、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の施行の日（平成17年4月13日）から適用する。

附 則（平成18年1月27日2005情総第133号）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成18年3月28日）から施行し、経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令の施行の日（平成18年1月1日）から適用する。

附 則（平成18年8月14日2006情総第48号）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成18年12月28日）から施行し、情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令の施行の日（平成18年8月14日）から適用する。

附 則（平成19年6月22日2007情総第44号）

- 1 この業務方法書は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この業務方法書の一部改正の施行の日の前日までに第6条又は第7条の規定により機構が保証の申込みを受理しているものについては、施行後においても、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 2 月 4 日 2007 情総第 164 号）

- 1 この業務方法書は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この業務方法書の一部改正の施行の日の前日までに第 6 条又は第 7 条の規定により機構が保証を行ったものについては、施行後においても、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 1 月 28 日 2009 情総第 129 号）

- 1 この業務方法書は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この業務方法書の一部改正の施行の日の前日までに機構が情促法第 20 条第 1 項第 3 号に掲げる債務保証を行ったものについては、施行後においても、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 7 月 29 日 2010 情総第 66 号）

この業務方法書は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 8 月 23 日 2013 情総第 83 号）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成 25 年 9 月 20 日）から施行し、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成 25 年 9 月 20 日）から適用する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日 2015 情総第 1 号）

この業務方法書は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 21 日 2016 情総第 72 号）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成 28 年 10 月 21 日）から施行する。

附 則（平成 29 年 7 月 31 日 2017 情総第 129 号）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成 29 年 7 月 31 日）から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 29 日 2017 情総第 182 号）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成 29 年 9 月 29 日）から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 5 日 2018 情総第 72 号）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成 30 年 6 月 6 日）から施行し、生産性向上特別措置法の施行の日（平成 30 年 6 月 6 日）から適用する。

附 則（平成 30 年 7 月 9 日 2018 情総第 210 号）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成 30 年 7 月 9 日）から施行し、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成 30 年 7 月 9 日）から適用する。

附 則（平成 30 年 9 月 25 日 2018 情総第 290 号）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成 30 年 9 月 25 日）から施行し、産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（平成 30 年 9 月 25 日）から適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日 2018 情総第 603 号）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成 31 年 4 月 1 日）から施行し、サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律の施行の日（平成 31 年 4 月 1 日）から適用する。

附 則（令和元年 7 月 9 日 2019 情総第 188 号）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（令和元年 7 月 16 日）から施行し、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年 7 月 16 日）から適用する。

附 則（令和 2 年 5 月 12 日 2020 情総第 61 号）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（令和 2 年 5 月 15 日）から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 16 日 2020 情総第 1064 号）

この業務方法書は、厚生労働大臣及び経済産業大臣の認可を受けた日（令和 2 年 9 月 28 日）から施行し、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行の日（令和 2 年 10 月 1 日）から適用する。

附 則（令和 3 年 6 月 11 日 2021 情総第 113 号）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（令和 3 年 6 月 16 日）から施行し、機構は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）附則第 17 条第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）及び第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 10 条の規定による廃止前の生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第 28 条第 1 項から第 4 項までに規定する業務を行う。

附 則（令和 5 年 12 月 14 日 2023 情総企第 476 号）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（令和 5 年 12 月 20 日）から施行し、

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の施行の日（令和 5 年 12 月 21 日）から適用する。

附 則（令和 7 年 3 月 27 日 2024 情総企第 1194 号）

この業務方法書は、内閣総理大臣及び経済産業大臣の認可を受けた日（令和 7 年 4 月 1 日）から施行し、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）の施行の日（令和 7 年 4 月 1 日）から適用する。

附 則（令和 7 年 6 月 18 日 2025 情総企第 200 号）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（令和 7 年 6 月 27 日）から施行し、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和 7 年法律第 4 3 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（令和 7 年 7 月 1 日）から適用する。

附 則（令和 7 年 7 月 23 日 2025 情経企第 71 号）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（令和 7 年 7 月 31 日）から施行し、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 30 号）の施行の日（令和 7 年 8 月 4 日）から適用する。